

郡山市少年湖畔の村の
利用料金の誤徴収について

令和6年8月30日
郡山市教育総務部
生涯学習課
課長 宗形 直美
TEL：924-2448

地方自治法第244条の2第3項の指定管理者制度により運営している郡山市少年湖畔の村について、以下のとおり誤徴収が判明しましたので報告します。

- 1 規定と異なる運用による誤徴収
 - (1) 誤徴収期間
平成31年4月1日から令和5年11月30日まで
 - (2) 指定管理者
学校法人国際総合学園
 - (3) 詳細は別紙のとおり

- 2 指定管理協定上必要な市との協議を行わずに実施した自主事業による誤徴収
 - (1) 誤徴収期間
令和6年4月1日から令和6年6月1日まで
 - (2) 指定管理者
特定非営利活動法人ホールアース自然学校
 - (3) 詳細は別紙のとおり

1 規定と異なる運用による誤徴収

(1) 内容

本市が指定管理者制度を導入している郡山市少年湖畔の村では、1日の定義について、日帰り（9時から19時までの利用）と宿泊（13時から翌日12時までの利用）について条例（郡山市少年湖畔の村条例第6条第1項及び第2項）で規定しているが、指定管理者は1日の定義について異なる運用により料金徴収が行われていたことが判明しました。

① 誤徴収期間

平成31年4月1日から令和5年11月30日まで

② 誤徴収の内容

ア【過徴収】1日分の利用料金を徴収すべきところを2日分で徴収していた。

（例：13時から翌日12時までの宿泊利用の利用料は1日分であるが、2日分で計算していた）

イ【徴収不足】3日分の利用料金を徴収すべきところを2日分で徴収していた。

（9時から翌日の19時まで利用する場合は、9時から13時までを1日（日帰り）、13時から翌日12時までを1日（宿泊）、12時から19時までを1日（日帰り）で計算し3日分必要であるが、2日分で計算していた。）

③ 件数及び金額

内容	件数	金額
過徴収（上記（1）②ア）	232件	390,100円
徴収不足（上記（1）②イ）	9件	21,000円

(2) 経過

今回の事案は、指定管理期間（平成31年4月1日から令和6年3月31日、なお、少年湖畔の村は12月1日から3月31日まで冬季休館）の満了に伴い、令和6年2月8日に市の担当者が指定管理者の引継ぎの文書等を確認した際に、利用料の1日の定義の取り扱いに疑義があったため、令和6年2月9日に指定管理者に確認したところ誤った取り扱いをしていたことが発覚しました。発覚後に対応について郡山市少年湖畔の村に係る管理運営に関する協定をもとに指定管理者との協議のほか、弁護士への法律相談等を行い対応方針を整理するとともに、対象期間の徴収内容について調査を行い、件数と金額が判明いたしました。

(3) 原因

条例と異なる運用を行ったため。

(4) 対応

指定管理者により、対象者に連絡し経緯についての説明、謝罪の上、今後差額分の返還、徴収等の手続きを進めてまいります。

(5) 再発防止策

今後は同様の事例が発生しないよう市と指定管理者において以下の対策を行い、再発防止を徹底してまいります。

- ・ 条例、規則、協定書等の内容について、情報共有及び共通認識を徹底いたします。
- ・ 料金設定の際には条例との整合性を精査しながら複数人で確認いたします。

- ・点検用のチェックシートを作成し、定期的に確認を行うなどのチェック体制の強化を図ります。
- ・日頃から連絡・調整を密にし、施設の運営、事業の実施状況や課題等を共有いたします。

(6) お問い合わせ先

① 本件事案について

教育委員会教育総務部生涯学習課

住所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL 024-924-2441

② 利用料金の返還について

指定管理者 学校法人 国際総合学園

住所 新潟県新潟市中央区古町通二番町 541 番地

TEL 024-961-8282 (郡山市青少年会館)

2 指定管理協定上必要な市との協議を行わずに実施した自主事業による誤徴収

(1) 内 容

指定管理者は自主事業を実施する場合は、事前に事業計画について教育委員会との協議のうえ承認が必要であるが（郡山市少年湖畔の村に係る管理運営に関する協定第 11 条）協議を行わないまま事業を実施し料金を徴収した。

① 誤徴収期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 1 日まで

② 誤徴収の内容、件数等

内容	料金	概要	団体数	件数	徴収額
シーツ代	300 円	宿泊室を利用する方から徴収	19 団体	161 件	48,300 円
ゴミ処理代	200 円	燃えるごみ 1 袋につき、希望する方から徴収	10 団体	11 件	2,200 円
冷暖房費	500 円	利用する宿泊室数につき徴収	18 団体	49 件	24,500 円
洗濯機利用代	200 円	洗濯機を利用する際に徴収	3 団体	3 件	600 円
合計			50 団体	224 件	75,600 円

(2) 経 緯

令和 6 年 5 月 7 日に指定管理者の WEB サイトを見た一般の方から、生涯学習課に問い合わせがあり、同日に指定管理者へ確認したところ、事業計画の協議及び承認を得ずに事業を実施していたことが発覚しました。

発覚後の対応について郡山市少年湖畔の村に係る管理運営に関する協定をもとに指定管理者との協議のほか、法律相談等をした結果、令和 6 年 6 月 1 日で取り扱いを止め、対象期間の徴収内容について調査を行い、件数と金額が判明いたしました。

(3) 原 因

指定管理者が自主事業を実施する際の手続きの認識を誤っていたため

(4) 対 応

指定管理者により、対象者に連絡し経緯についての説明・謝罪の上、返還の手続きを進めてまいります。

(5) 再発防止策

今後は同様の事例が発生しないよう市と指定管理者において以下の対策を行い、再発防止を徹底してまいります。

- ・ 条例、規則、協定書等の内容について、情報共有及び共通認識を徹底いたします。
- ・ 料金表、施設リーフレット、ウェブサイト掲載内容等の確認を市及び指定管理者双方で確実にを行い、日常業務の中でも定期的な確認を徹底します。
- ・ 日頃から連絡・調整を密にし、施設の運営、事業の実施状況や課題等を共有いたします。

(6) お問い合わせ先

① 本件事案について

教育委員会教育総務部生涯学習課

住所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL 024-924-2441

② 利用料金の返還について

指定管理者 特定非営利活動法人 ホールアース自然学校

住所 静岡県富士宮市下袖野 165

TEL 024-982-2115 (郡山市少年湖畔の村)